

川西市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 9 号

川西市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

川西市福祉事務所長委任規則（昭和53年川西市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第4項」の次に「及び第55条の4第2項（同法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条生活保護法に関する次のこと。の項を次のように改める。

生活保護法に関する次のこと。

- (1) 第24条に規定する申請による保護の開始及び変更に関すること。
- (2) 第25条に規定する職権による保護の開始及び変更に関すること。
- (3) 第26条に規定する保護の停止及び廃止に関すること。
- (4) 第27条に規定する被保護者に対する必要な指導及び指示に関すること。
- (5) 第27条の2に規定する要保護者に対する相談及び助言に関すること。
- (6) 第28条に規定する報告の請求、立入調査及び検診の命令並びに申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。
- (7) 第30条から第37条の2までの規定による保護の方法に関すること。
- (8) 第48条第4項に規定する届出を受理すること。
- (9) 第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給に関すること。
- (10) 第55条の5第1項に規定する進学・就職準備給付金の支給に関すること。
- (11) 第55条の6に規定する報告の請求に関すること。
- (12) 第55条の7第1項の規定による被保護者就労支援事業に関すること。
- (13) 第55条の8第1項及び第2項の規定による被保護者健康管理支援事業に関すること。
- (14) 第62条第3項及び第4項に規定する保護の変更、停止又は廃止に関すること。
- (15) 第63条の規定による費用の返還に関すること。
- (16) 第76条第1項に規定する遺留金品の処分に関すること。

- (17) 第77条から第78条の2までの規定による費用等の徴収に関すること。
- (18) 第80条に規定する保護金品の返還の免除に関すること。
- (19) 第81条に規定する後見人の選任の請求に関すること。

第1条中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に関する次のこと。の項の次に次のように加える。

地方自治法第231条の3第1項に規定する督促（次に掲げる額に係る督促に限る。）に関すること。

- (1) 生活保護法第63条の規定により返還しなければならないものとして定める額又は同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの規定により徴収することとした額（同法第77条第1項にあつては、同条第2項の規定により家庭裁判所が定める額を含む。）
- (2) 保護の変更、廃止又は停止に伴い、支弁した保護費の額の全部又は一部を返還させることとしたときのその額
- (3) 就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給の決定後に判明した事実又は生じた事情に基づき、その支給額の全部又は一部を返還させることとしたときのその額
- 別表生活保護法に関すること。の項を次のように改める。

生活保護法に関すること。

事項	副部長	課長
1 第24条に規定する申請による保護の変更に関する こと。		○
2 第25条に規定する職権による保護の変更に関する こと。		○
3 第27条の2に規定する要保護者に対する相談及び助 言に関すること。		○
4 第28条に規定する要保護者に関する保護の変更に関 すること。		○
5 第30条から第37条の2までの規定による保護の方 法に関すること。		○
6 第48条第4項に規定する届出を受理すること。		○

7 第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給 に關すること。	○
8 第55条の5第1項に規定する進学・就職準備給付金 の支給に關すること。	○
9 第55条の6に規定する報告の請求に關すること。	○
10 第55条の7第1項の規定による被保護者就労支援事 業に關すること。	○
11 第55条の8第1項及び第2項の規定による被保護者 健康管理支援事業に關すること。	○
12 第76条第1項に規定する遺留金品の処分に關するこ と。	○
13 第78条の2第1項及び第2項に規定する徴収金の徴 収に關すること。	○
14 第81条に規定する後見人の選任の請求に關するこ と。	○

別表生活保護法に關すること。の項の次に次のように加える。

地方自治法に關すること。

事項	副部長	課長
第231条の3第1項に規定する督促に關すること。		○

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。